

令和 6 年度

農業水利基本調査

鳴瀬川地区水利用実態調査業務

現 場 説 明 書

東北農政局 北上土地改良調査管理事務所

1. 一般事項

契約の保証について

契約の保証については、別紙1のとおりである。

2. 積算体系について

本業務の積算体系は、「測量」である。

3. 作業歩掛について

「農林水産省土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）」（以下「積算基準」という。）に定められていない作業歩掛については、次のとおり考えている。また、積算基準の標準歩掛以外の作業歩掛（作業歩掛に付随した機械経費及び材料費を含む）については、歩掛の妥当性を検証するために歩掛実態調査を行うこととしており、調査様式は監督職員が別途指示する。

【君ヶ袋堰】

作業項目		職種（人）					備考
		内業 外業	測量主任 技師	測量 技師	測量 技師補	測量 助手	
1. 準備作業	内業	1.0	2.0				
2. 現地調査							
2-1 . 現地確認及び資料収集	外業	0.5	1.0	1.0	2.0		
2-2 現地作業	外業			1.0	3.0	3.0	3.0
3..取水管理実態整理	内業			2.0	4.0	4.0	
4..点検取りまとめ	内業	0.5	1.0	1.0			

3. 歩掛・単価の適用期について

積算に使用する歩掛（特別仕様書別紙2の作業歩掛を除く。（上記3.））及び単価については、以下のホームページで公表されている入札書受付開始時点の最新を適用する。

① 歩掛及び技術者基準日額 農林水産省ホームページ

ホーム > 農村振興 > 土地改良工事積算基準等の改正について

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/h200331/index.html>

② 資材価格 東北農政局ホームページ

ホーム > 入札情報・お問合せ > 発注・入札情報、その他公表事項

<https://www.maff.go.jp/tohoku/sinsei/nyusatu/nyusatu.html>

4. 打合せについて

① 打合せは、東北農政局北上土地改良調査管理事務所（岩手県盛岡市）で行うこととしている。

② 打合せに係る配置人員は下表のとおりとし、打合せの作業日数は0.5日/回計上しており、往復移動に係る基準日額0.5日/回を見込んでいる。

職種 打合せ	測量主任技師 (人/回)	測量技師 (人/回)	測量技師補 (人/回)
初回	1.0	1.0	
中間		1.0	1.0
最終回	1.0	1.0	

5. 旅費交通費について

- ① 積算上の基地は、仙台市としている。
- ② 打合せ、現地調査の交通手段は、ライトバン（高速道路使用）を利用し、日帰りにより行うことで考えている。

6. 被災地域における被災農林漁家等の就労機会の確保について

受注者は、外業等の業務に当たって、地震又は台風等被災地域における被災農林漁家等の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。なお、被災農林漁家等の雇用においては、賃金等の支払いが適正かつ遅滞なく行われるよう配慮すること。

7. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 部局長が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務（以下「発注工事等」という。）において、暴力団員等による不当要求又は工事（業務）妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力をすること。
- (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- (3) 発注工事等において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより行程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

1. 契約の保証について

- (1) 落札者は、業務請負契約書案の提出とともに、以下アからオのいずれかの書類を提出しなければならない。ただし、以下アからオのいずれかの書類に代えて、業務完了保証人を付することができる。
- ア 契約保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書
- (ア) 保管金領収証書は、「日本銀行盛岡代理店（岩手銀行本店内）」に契約保証金の金額に相当する金額の金銭を払い込んで、交付を受けること。
- (イ) 保管金領収証書の宛名の欄には、「東北農政局北上土地改良調査管理事務所 歳入歳出外現金出納官吏 庶務課長 及川克」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (オ) 受注者は、業務完了後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金の払渡を求める旨の保管金払渡請求書を提出すること。
- イ 契約保証金に代わる担保としての有価証券（利付国債に限る。）に係る政府保管有価証券払込済通知書及び政府保管有価証券提出書
- (ア) 政府保管有価証券払込済通知書は、「日本銀行仙台支店」に契約保証金の金額に相当する金額の利付国債を払い込んで、交付を受けること。
- (イ) 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、「政府保管有価証券取扱主任官東北農政局総務部会計課課長補佐（主計）昆野 淳」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保管有価証券は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (オ) 受注者は、業務完了後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。
- ウ 債務不履行時による損害金の支払いを保証する銀行等の保証に係る保証書
- (ア) 契約保証金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。
- (イ) 保証書の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東北農政局北上土地改良調査管理事務所長 兼平正樹」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 保証債務の内容は業務請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。
- (エ) 保証書上の保証に係る業務の業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
- (オ) 保証金額は、契約保証金の金額以上であること。
- (カ) 保証期間は、履行期間を含むものとすること。

(イ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合又は履行期間を変更する場合等の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。

(カ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、銀行等から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(ケ) 受注者は、業務完了後、契約担当官等から保証書（変更契約書がある場合は、変更契約書を含む。）の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

エ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

(ア) 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。

(イ) 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東北農政局北上土地改良調査管理事務所長 兼平正樹」と記載するように申し込むこと。

(ウ) 証券上の主契約の内容としての業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。

(エ) 保証金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。

(オ) 保証期間は、履行期間を含むものとする。

(カ) 請負代金額を変更する場合又は履行期間を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。

(キ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

オ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

(ア) 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。

(イ) 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。

(ウ) 保険証券の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東北農政局北上土地改良調査管理事務所長 兼平正樹」と記載するように申し込むこと。

(エ) 証券上の主契約の内容としての業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。

(オ) 保険金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。

(カ) 保険期間は、履行期間を含むものとする。

(キ) 請負代金額を変更する取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。

(キ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保険金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(2) (1) の規定にかかわらず、次に該当する場合は、契約の保証を付さなくてよいものとする。

ア 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の2第1項第1号の規定により業務請負契約書の作成を省略することができる業務請負契約である場合